

豊見城市競争入札参加資格審査願(随時受付)提出要領 建設工事 【市内事業者のみ】

令和8年度に豊見城市が発注する建設工事の入札に参加される方は以下の要領に基づき申請してください。

1. 前回（令和7年度）からの主な変更点

- 申請方法が変更になりました。
前回：申請書類の郵送及びデータ申請の両方が必要。
今回：申請書類もオンライン申請のアップロードでの提出となり、書類の郵送不要。
※申請書類の郵送のみが不要となり、申請書類の作成は必要であることをご注意ください。
※登録期間中に必要があれば、申請書類の原本提出を求める場合がございます。
- 受付証明の手続きを廃止しました。
前回：受領印による受付証明書を返信用の封筒やはがきにより返信。
今回：返信用封筒やはがきによる受付証明書の送付は廃止し、オンライン申請による申請状況の確認URLよりご確認ください。詳細については、「6. 資格審査の確認・結果等 → (1) 申請状況の確認」をご参照ください。

2. 入札参加資格の申請要件 ※基準日は書類作成日とする。

次の(1)から(13)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定されている事項に該当しない者。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。
 - (3) 営業開始後1年を経過していること。
 - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (5) 納付すべき国税、沖縄県税、豊見城市税に未納がないこと。
 - (6) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業所に該当しない場合を除く。）
 - (7) 雇用保険に加入していること。（従業員を一人も雇用していないため適用が除外されている場合を除く。）
 - (8) 希望する業種について、建設業許可を受けていること。
 - (9) 希望する業種について、経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていること。
 - (10) 建設業退職金共済制度(建退共)に加入していること。
 - (11) 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入を免除されている業種を除く。）
- ※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く。）、建具工事（屋外で施工する工事を除く。）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- (12) 豊見城市暴力団排除条例(平成23年9月28日条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (13) 豊見城市内に本社(本店)を有していること。

3. 留意事項

- (1) 入札参加資格審査申請をした者が次のアからエのいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、又は資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査願及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
 - エ 資格登録後、必要とする書類の請求に応じないとき。
- (2) 個人事業者の当社(本店)の基準は以下のとおりとする。
 - ア 契約、見積、入札等に関する事務を実質的に行っている事業所であること。
 - イ 看板が設置され、専用電話等、机等の什器備品、帳簿等を備えた事務所であること。
 - ウ 本市からの問い合わせについて、対応できる従業員が常勤していること。
 - エ 居住部分とは明確に区分された事務所であること。

※法人の当社(本店)確認は個人事業者の基準に次の基準を加える。

 - ア 登記上の事業所であること。
 - イ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を届け出ること。

4. 指名希望業種の順位について

指名を希望する業種は、5業種までとします。建設業許可のある業種で、かつ、経営事項審査を受けたものの中から最大5業種を選んで指名希望業種調書に記載してください。

※有効期間途中の指名希望業種の順位の変更は認めませんので注意してください。

5. 申請方法

(1) 申請方法

オンライン申請 (オンライン申請URL : <https://logoform.jp/form/MfJx/1517506>)

①申請書類の作成 → ②オンライン申請の入力及び申請書類のアップロード

※申請書類のアップロードはPDF形式のみとなります。PDF形式に変換またはスキャナ等をしてください。

★オンライン申請のイメージ

(ステップ1) 申請事務担当者の情報入力

(ステップ2) 会社情報の入力

(ステップ3) 申請書類のアップロード

(2) 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和9・10年度建設工事競争入札参加資格審査願(定期受付)受付開始日の前日まで(令和9年1月～2月の期間で予定。)

(3) 申請書類

- ・「8. 提出書類一覧」でご確認ください。不備等ないよう十分に確認の上提出してください。
※不備等がありましたら、オンライン申請で入力された申請事務担当者宛てに連絡いたします。
- ・各種証明書等は、申請日前の3か月以内に発行されたものを提出してください。

(4) 問い合わせ先

豊見城市役所 都市計画課 検査班 (電話 : 098-850-0153)

6. 資格審査の確認・結果等

(1) 申請状況の確認

オンライン申請完了後に申請事務担当者宛てメールアドレスにて送信完了メールが自動送付されます。そちらに申請状況確認URLがありますので、そちらからご確認ください。申請状況は以下の項目を登録しております。

①受付	未審査又は審査中であることを示します。
②不備あり	申請内容に不備があることを示します。不備内容は電話又はメールにて確認します。
③審査完了(認定)	審査が完了し、登録認定であることを示します。
④審査完了(不認定)	審査は完了しましたが、登録不認定であることを示します。

(2) 資格審査及び等級格付

資格審査は、提出された競争入札参加資格審査願及び添付書類に基づいて競争入札参加者としての適格の有無について行います。また、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値をもって施工能力を審査し、土木一式工事のみ等級の格付けを行います。

(3) 資格審査の結果の確認

資格審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者は競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページへ公表することによって申請者への通知に代えるものとします。

しかし、競争入札参加資格者と認められない者にはその旨通知します。

名簿への登録完了は、申請から1ヵ月程度かかる見込みです。

※申請件数によっては、登録完了にかかる時間が前後する可能性があります。

(4) 入札参加資格の有効期間

登録の日から令和9年3月31日まで

ただし、同日までに次期の資格者の決定がされない時は、その決定がされる日までとします。

7. 入札参加資格の喪失及び停止

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格又はその一部を喪失、又は停止します。

- (1) 1に定める入札参加資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8. 提出書類一覧表

書類 番号	提出書類	押印	提出の要否		提出書類の説明 ※証明書は申請日前の3か月以内
			法人	個人	
1	建設工事競争入札参加資格審査願 (様式第1号)	必要	○	○	代表者印(印鑑証明書の印)を押印
2	指名希望業種調書(様式第3号)		○	○	指名希望業種を最大5業種選んで順位を記入してください。
3	建設業許可通知書又は許可証明書		○	○	最新のものを提出
4	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書		○	○	最新のものを提出
5	工事経歴書(建設業許可申請又は年 度報告等に用いる様式:様式第二 号)		△	△	直前2年間の受注工事を業種ごとに提出
6	技術職員名簿		○	○	経営事項審査に用いた技術職員名簿を提出 ※技術者の保有資格の合格証明書・免状等は不要
7	専任技術者証明書		○	○	建設業許可申請時に用いた証明書を提出(専任技術者一覧 表でも可)
8	現在事項全部証明書(履歴事項全部 証明書・登記簿謄本)		○		法人事業者のみ提出。→法務局発行 ※代表者住所を必ず表示させてください。
9	印鑑証明書		○	○	法人 → 会社実印(法務局発行) 個人 → 事業主印(市町村発行)
10	代表者の身分証明書			○	個人事業者のみ提出 →代表者の本籍地の市町村にて発行
11	代表者の登記されていないことの証 明書			○	個人事業者のみ提出 →法務局にて発行
12	建設業退職金共済組合等加入証明書		△	△	「4 総合評定通知書」において加入していることが確認で きない場合にのみ提出 → 勤労者退職金共済機構各支部にて発行 ※その他の退職金共済制度に加入している場合は、その加 入が証明できるものを提出
13	建設業労働災害防止協会加入証明書		○	○	→ 建設業労働災害防止協会にて発行 ※免除業種:タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事 を除く。)、建具工事(屋外で施工する工事を除く。)、熱 絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
14	労働保険加入を確認できる証明書 又は理由書(様式第8号)		△	△	「4 総合評定通知書」において加入していることが確認で きない場合にのみ提出 → 沖縄労働局等において、労働保険証明書の交付は令和 4年から廃止されています ※労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書証で も可 ※従業員を1人も雇用していないため適用が除外されて いる場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した 「理由書」を提出してください
15	社会保険料納入確認書又は健康保 険・厚生年金保険加入・納入証明書 又は理由書(様式第8号)		△	△	「4 総合評定通知書」において加入していることが確認で きない場合にのみ提出 直近過去1年間を超える期間で未納がないことの証明書。 → 年金事務所にて発行 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業者に該当 しない等、健康保険に未加入の場合は、その法的根拠を明 記した「理由書」を提出
16	営業証明書		△	△	本市税務課にて発行
17	事業所所在地位置図(様式第9号)		△	△	豊見城市内の事業所の地図の記入又は貼付。(目標等を書 くなど、できるだけ詳しく記入又は貼付してください)
18	写真		△	△	事業所の外観・室内のカラー写真。
19	市税の納税証明書(完納証明、未納 額がないことの証明書)		△	△	本市納税課にて発行

20	国民健康保険税の納税証明書（完納証明、未納額がないことの証明書）			△	本市在住の個人事業者（代表者）のみ提出 → 本市国民健康保険課にて発行 ※その他の医療保険等に加入している場合は、その保険証（カード等）の写しを提出
21	県税の納税証明書（法人事業税又は個人事業税、未納額がないことの証明書） ※直前1期分（1年分）		△	△	法人：法人事業税 個人：個人事業税 → 沖縄県税事務所にて発行
22	国税の納税証明書（未納額が無いことの証明書）		○	○	法人：法人税を含む納税証明書（その3の3） 個人：所得税を含む納税証明書（その3の2） → 税務署にて発行
23	個人情報に関する同意書（様式第10号）	必要	○	○	代表者印（印鑑証明書の印）を押印
24	その他必要書類	△	△	△	使用印鑑届出 等 ※無ければ提出不要
25	チェックリスト				※提出不要 書類チェック作業にお使いください。